

## 古河市の給与・定員管理等について

### 1 総括

#### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (7年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考)5年度 の人件費率
6年度	人 139,812	千円 58,014,284	千円 2,407,625	千円 7,711,805	% 13.3	% 13.1

#### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

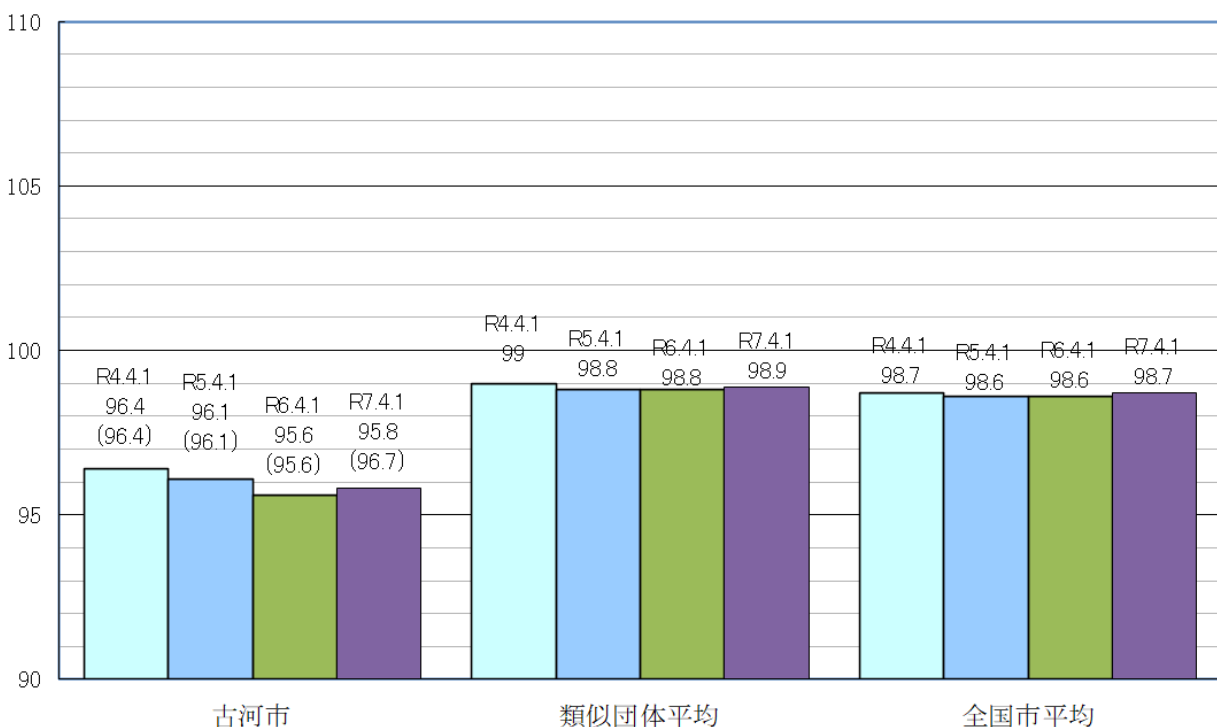
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当 たり給与費 B/A	(参考)類似 団体平均一 人当たり給 与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 796	千円 3,039,294	千円 581,016	千円 1,292,789	千円 4,913,099	千円 6,172	千円 6,244

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

#### (3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
- 2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。  
 (補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給割合) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)
- 3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
- 4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

#### (4) 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）の実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表（一）において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

##### ① 給料表の見直し

[ 実施 未実施 ]

実施内容（実施（実施予定）時期、具体的な実施内容）

（給料表の改定実施時期）令和7年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを行うとともに、8級に隣接する級間での給料月額の重なるの解消等を実施。

##### ② 地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準4%に対し、古河市においては6%を支給。

（実施時期）令和7年4月1日より実施。国基準においては段階的に支給割合を引き下げるようになっており、令和7年4月1日時点は5%、令和8年4月1日からは4%とすることとなっているが、支給割合6%を維持。

（参考）

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	6%	5%	4%
古河市の支給割合	6%	6%	6%

##### ③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当について、国と同様に見直しを実施。（令和7年4月1日実施）

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（7年4月1日現在）

#### ① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
古河市	43.6歳	326,400円	383,500円	370,900円
茨城県	41.5歳	330,542円	416,875円	377,411円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	42.6歳	330,581円	406,804円	367,389円

#### ② 技能労務職

区分	公務員					民間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A) (国比較ベース)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
古河市	56.2歳	4人	282,900円	313,174円	306,624円	—	—歳	—円	—
うち用務員	61.0歳	2人	268,800円	302,978円	298,428円	用務員	49.1歳	223,500円	1.36
うちその他	51.3歳	2人	297,000円	323,370円	314,820円	調理師	48.8歳	251,600円	1.29
茨城県	58.3歳	117人	305,014円	347,991円	330,606円	—	—歳	—円	—
国	51.3歳	1,703人	294,567円	—円	337,907円	—	—歳	—円	—
類似団体	54.2歳	34人	317,679円	356,022円	333,539円	—	—歳	—円	—

区分	参考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
古河市	—円	—円	—
うち用務員	4,719,254円	3,040,300円	1.55
うちその他	5,372,593円	3,279,100円	1.64

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用しています。（令和4年～令和6年の3ヶ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではありません。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。

※区分の欄の「古河市」の「うちその他」は、保育所給食員です。

- (注) 1 「平均給料月額」とは、7年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
- 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
- また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（7年4月1日現在）

区 分		古 河 市	茨 城 県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	194,500円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	185,700円	192,500円	—
	中 学 卒	185,700円	—	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（7年4月1日現在）

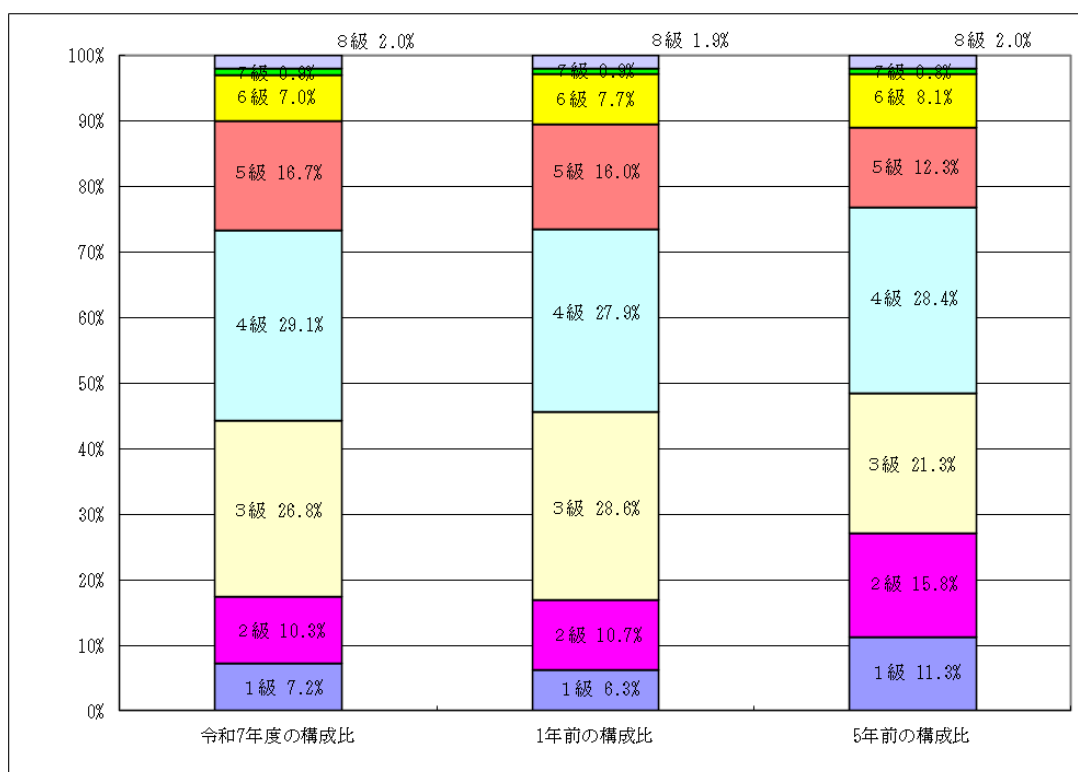
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	287,600円	352,900円	381,400円	394,900円
	高 校 卒	268,100円	326,000円	331,600円	377,600円
技能労務職	高 校 卒	—	—	295,000円	299,000円
	中 学 卒	—	—	—	—

### 3 一般行政職の級別職員数等の状況

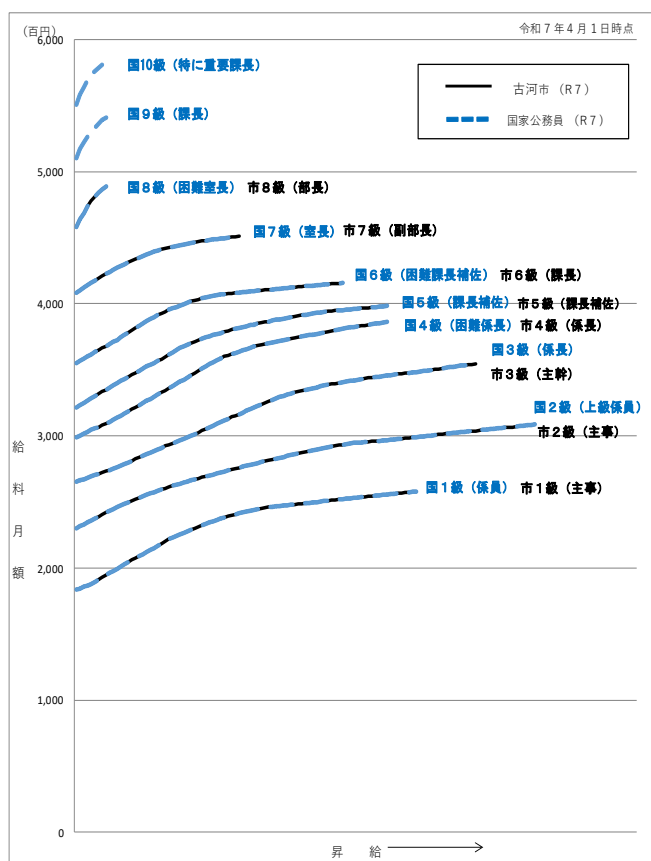
#### (1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（7年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	定型的な業務を行う主事、技師	47人	7.2%	183,500円	258,100円
2級	高度な知識または経験を必要とする主事、技師	67人	10.3%	230,000円	308,500円
3級	主幹	175人	26.8%	265,300円	354,700円
4級	係長 主査	190人	29.1%	298,800円	386,100円
5級	課長補佐	109人	16.7%	321,300円	398,200円
6級	課長 副参事	46人	7.0%	355,200円	415,700円
7級	副部長	6人	0.9%	408,300円	450,900円
8級	部長 理事	13人	2.0%	458,300円	488,500円

- (注) 1 古河市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（古河市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

#### 4 職員の手当の状況

##### (1) 期末手当・勤勉手当

古河市	茨城県	国
1人当たり平均支給額（6年度） 1,658千円	1人当たり平均支給額（6年度） 1,910千円	—
(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(6年度支給割合) 期末手当 2.50月分 勤勉手当 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( )内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

##### ○ 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（古河市）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（7年4月1日現在）

古 河 市			国		
(支給率)	自己都合	応募認定・定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度	47.709月分	47.709月分	最高限度	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置（割増率2～20%）			定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）		
1人当たり平均支給額 14,768千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、6年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		202,114千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		238千円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
古河市内全域	6%	848人	5%
支給割合が国の制度による支給割合を上回る場合、その理由	近年の厳しい人材獲得競争や近隣自治体の動向を鑑み現状維持とし、国とは異なる支給割合で支給している。		

(4) 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

支給実績（6年度決算）		7,535千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）		45千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（6年度）		19.9%		
手当の種類（手当数）		10		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績（6年度決算）	左記職員に対する支給単価
1 医師手当	各医療施設を総括する医師	各医療施設の総括	3,480千円	1日につき15,000円（1月の上限は300,000円）
2 社会福祉業務手当	社会福祉の現業又は指導監督に関する業務に従事する職員	社会福祉の現業又は指導監督に関する業務に従事する職員が専ら当該業務に従事するとき	1,300千円	1日につき150円（1月の上限は3,000円）
3 保育業務手当	保育所において専ら保育業務に従事する保育士	保育士が保育所において専ら保育業務に従事するとき	1,467千円	1日につき150円（1月の上限は3,000円）

4	心身障がい児(者)訓練介助手当	心身障がい児(者)の社会適応又は心身障がい者の社会就労に関する訓練及び介助業務に従事する職員	心身障がい児(者)の社会適応又は心身障がい者の社会就労に関する訓練及び介助業務に従事する職員が専ら当該業務に従事するとき	308千円	1日につき150円(1月の上限は3,000円)
5	保健予防業務手当	専ら保健指導又は予防接種業務に従事する保健師又は看護師	保健師又は看護師が専ら保健指導又は予防接種業務に従事するとき	797千円	1日につき150円(1月の上限は3,000円)
6	医療業務手当	専ら医療業務に従事する看護師、検査技師、薬剤師等	看護師、検査技師、薬剤師等が専ら医療業務に従事するとき	80千円	1日につき150円(1月の上限は3,000円)
7	行旅死病人等取扱手当	(1) 行旅死亡人その他死体の処理作業に従事した職員	職員が行旅死亡人その他死体の処理作業に従事したとき	—	1回につき2,000円
		(2) 結核患者又は精神疾患を有する者の移送に従事した職員	職員が結核患者又は精神疾患を有する者の移送に従事したとき	—	1回につき500円
8	建築主事手当	建築確認に関する事務に従事する建築主事	建築主事が建築確認に関する事務に従事したとき	69千円	1日につき150円(1月の上限は3,000円)
9	防疫等作業手当	規則で定める救護防疫又は防除作業に従事した職員	職員が規則で定める救護、防疫又は防除作業に従事したとき	21千円	1日につき500円
10	災害応急作業等手当	応急作業(自然災害等により発生した作業)に従事した職員	応急作業(自然災害等により発生した作業)に従事したとき	13千円	1日につき500円

#### (5) 時間外勤務手当

支給実績(6年度決算)	121,569千円
職員1人当たり平均支給年額(6年度決算)	187千円
支給実績(5年度決算)	89,804千円
職員1人当たり平均支給年額(5年度決算)	133千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(6年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当 (7年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (6年度決算)
扶養手当	子 11,500円 配偶者 3,000円 配偶者以外の 扶養親族 6,500円	同		67,467千円	227千円
住居手当	借家の限度額 28,000円	同		45,146千円	274千円
通勤手当	交通機関利用者の 支給限度額 150,000円 自家用車等利用者の 支給限度額 38,700円	同		48,468千円	63千円
管理職手当	部 長 90,000円 副部長 70,000円 課 長 50,000円 副参事 40,000円 課長補佐 35,000円	異		102,899千円	522千円

**5 特別職の報酬等の状況 (7年4月1日現在)**

区 分		給 料		月 額 等	
給 料	市 長	970,000円	(参考) 類似団体における最高/最低額		
	副 市 長	770,000円	1,088,000円 / 884,000円	893,000円 / 708,000円	
報 酬	議 長	500,000円	630,000円 / 452,000円		
	副 議 長	450,000円	550,000円 / 400,000円		
	議 員	400,000円	520,000円 / 370,000円		
期 末 手 当	市 長	(6年度支給割合)			
	副 市 長	3.45月分			
退 職 手 当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)
	副 市 長	1年:5.5 2年:11.0 3年:16.5 4年:22.0		21,340,000円	任期満了後
備 考	市 長	1年:3.1 2年:6.2 3年:9.3 4年:12.4		9,548,000円	任期満了後
	副 市 長				

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 6 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

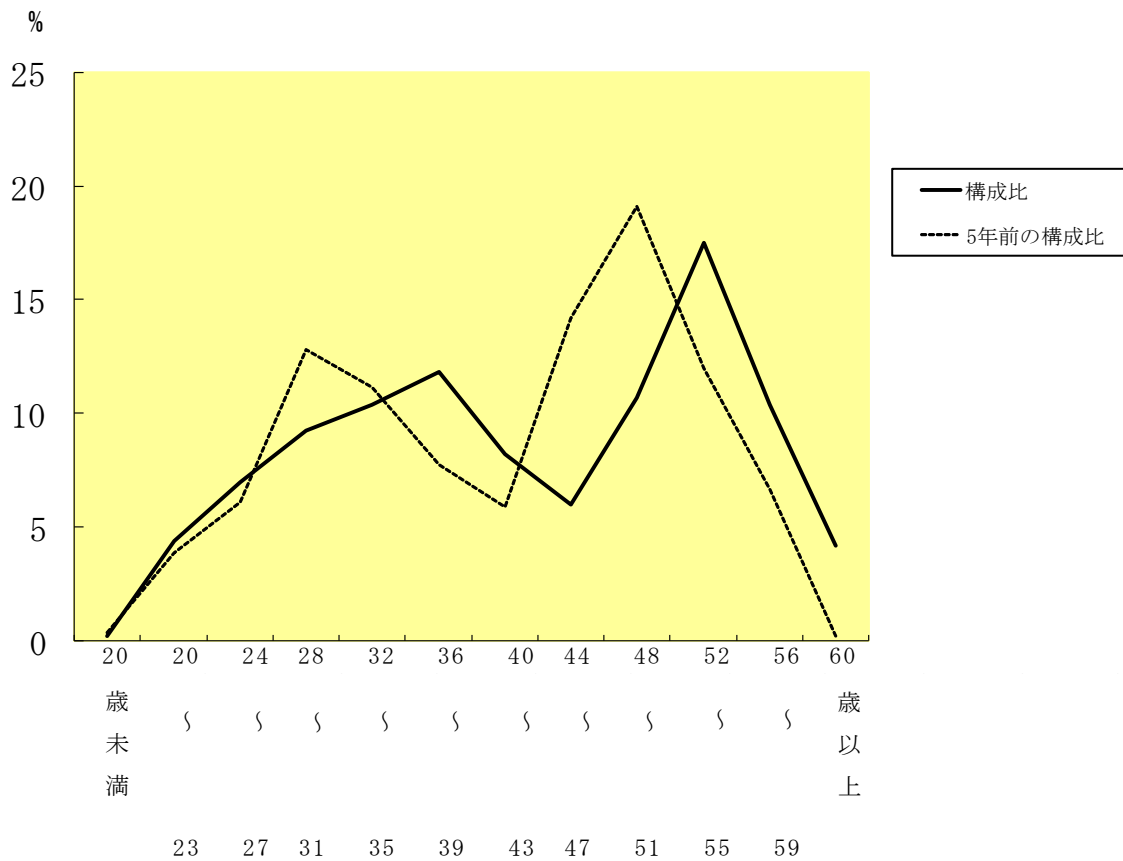
(各年4月1日現在)

部門	区分		職員数		対前年 増減数	主な増減理由
			令和6年	令和7年		
普通 会計 部門	一般行政部門	議会	8	8	0	
		総務	179	179	0	
		税務	65	66	1	
		労働	—	—	—	
		農林水産	24	24	—	
		商工	20	22	2	
土木		106	106			
民生		225	222	▲3		
衛生	61	57	▲4			
	計	688	684	▲4	<参考> 人口1万当たり職員数 48.92人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 53.09人)	
	教育部門	108	115	7		
	消防部門	—	—	—		
	小計	796	799	3	<参考> 人口1万当たり職員数 57.15人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 71.43人)	
公営 企業 等 部門	水道	21	23	2		
	下水道	25	23	▲2		
	その他	41	42	1		
	小計	87	88	1		
合計		883 [1,021]	887 [1,021]	4 [0]	<参考> 人口1万当たり職員数 63.44人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（7年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
		23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	2人	39人	62人	82人	92人	105人	73人	53人	95人	155人	92人	37人	887人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	2年	3年	4年	5年	6年	7年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	664	667	688	689	688	684	20(3.0%)
教育	90	88	92	107	108	115	25(27.8%)
普通会計計	754	755	780	796	796	799	45(6.0%)
公営企業等会計計	99	95	86	86	87	88	▲11(▲11.1%)
総合計	853	850	866	882	883	887	34(4.0%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 7 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 2,200,139	千円 260,688	千円 108,164	% 4.9	% 4.7

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 33,124 千円を含まない。

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町 村平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 21	千円 84,453	千円 17,823	千円 36,248	千円 138,524	千円 6,596	千円 6,316

- (注) 1 職員手当には退職手当金を含まない。  
 2 職員数については、7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

#### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（7年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
古河市	45.9歳	364,102円	526,084円
団体平均	45.8歳	345,838円	524,813円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

#### ③ 職員の手当の状況

##### ア 期末手当・勤勉手当

4 職員の手当の状況（1）に同じ。ただし、令和6年度の1人当たりの平均支給額は1,726千円です。

##### イ 退職手当（7年4月1日現在）

4 職員の手当の状況（2）に同じ。

##### ウ 地域手当（7年4月1日現在）

4 職員の手当の状況（3）に同じ。ただし、令和6年度の1人当たりの平均支給額は260千円です。

##### エ 特殊勤務手当（7年4月1日現在）

平成20年度に特殊勤務手当は廃止されました。

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	3,231千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	154千円
支給実績（5年度決算）	6,273千円
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	392千円

- (注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。  
 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	子 11,500円 配偶者 3,000円 配偶者以外の 扶養親族 6,500円	同		3,186千円	290千円
住居手当	借家の限度額 28,000円	同		1,150千円	230千円
通勤手当	交通機関利用者の 支給限度額 150,000円 自家用車等利用者の 支給限度額 38,700円	同		1,444千円	72千円
管理職手当	部長 90,000円 副部長 70,000円 課長 50,000円 副参事 40,000円 課長補佐 35,000円	同		3,420千円	570千円

## (2) 下水道事業

### ① 職員給与費の状況

#### ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 5年度の総費用に占 める職員給与費比率
6年度	千円 3,751,624	千円 36,050	千円 111,539	% 3.0	% —

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 46,599 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町 村平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
6年度	人 25	千円 99,485	千円 15,516	千円 42,536	千円 157,537	千円 6,301	千円 6,187

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。  
 2 職員数については、7年3月31日現在の人数である。  
 3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

### ② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
古 河 市	43.3歳	357,130円	507,024円
団 体 平 均	44.6歳	342,377円	516,175円

- (注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。  
 2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

4 職員の手当の状況（1）に同じ。ただし、令和6年度の1人当たりの平均支給額は1,701千円です。

#### イ 退職手当（7年4月1日現在）

4 職員の手当の状況（2）に同じ。

#### ウ 地域手当（7年4月1日現在）

4 職員の手当の状況（3）に同じ。ただし、令和6年度の1人当たりの平均支給額は250千円です。

オ 時間外勤務手当

支給実績（6年度決算）	1,059千円
職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）	56千円
支給実績（5年度決算）	—
職員1人当たり平均支給年額（5年度決算）	—

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（6年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（7年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績（6年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（6年度決算）
扶養手当	子 11,500円 配偶者 3,000円 配偶者以外の 扶養親族 6,500円	同		1,991千円	166千円
住居手当	借家の限度額 28,000円	同		1,622千円	270千円
通勤手当	交通機関利用者の 支給限度額 150,000円 自家用車等利用者の 支給限度額 38,700円	同		1,894千円	76千円
管理職手当	部長 90,000円 副部長 70,000円 課長 50,000円 副参事 40,000円 課長補佐 35,000円	同		2,700千円	450千円